

I. はじめに

近年、ビットコインや仮想通貨といった用語を耳にする機会が多く、新しい形の通貨として注目を集めています。一方で、当時のレートで約 480 億円相当のビットコインが仮想通貨取引所から消失するというマウントゴックス事件や、中国市場におけるビットコインの取引規制等もあり、その存在自体を疑問視するような記事も目にします。このような状況を踏まえ、まずビットコインの概要について説明します。

また、ビットコイン等の仮想通貨の流通量や社会的役割は日に日に増していますが、それに対応する税務上の法規制が追いついていない状況にありました。最近になり、ようやく所得税及び消費税の取扱いが定められましたので、その内容について併せて取り上げます。

II. ビットコインの概要

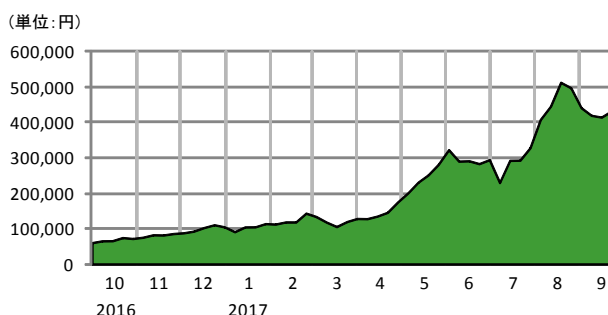
(1) ビットコインとは

ビットコイン (Bitcoin / BTC) は仮想通貨の一つであり、ブロックチェーンと呼ばれるネットワーク技術を利用して運用管理されている暗号通貨と定義されています。

ビットコインには取引所が存在し、取引所を通じて売買することが可能です。現在は投機目的での売買が多いですが、ビックカメラなど一部の実店舗やオンラインサイトで利用できるようになるなど、利便性は増しています。

なお、平成 29 年 9 月 27 日現在、1BTC=約 43 万円で取引されています。時価総額は 8 兆円を超えており、その存在感は大きくなりつつあります。ビットコインのレートは、特にここ半年で上昇していることが下表から読み取れます。過去には 1BTC=20 円のころに 5,000BTC 購入し、億万長者になった方もいるようです。

【最近 1 年のレート推移】



(2) ビットコインと法定通貨の相違

ビットコインの特徴について、私たちがいつも使用している千円札等の法定通貨との比較形式で下表にまとめました。特に価値変動が大きい点が、投機目的に利用されている理由となっています。

【ビットコインと法定通貨の相違】

項目	ビットコイン	法定通貨
物理的存在	なし	あり (千円札等)
発行・管理主体	特定主体なし	中央銀行等
価値変動	大きい (需給バランス)	小さい (物価変動等)
発行量	上限あり (2,100 万 BTC)	理論上無制限

(3) ビットコインのメリット・デメリット

ビットコインには、その特徴から以下のようなメリットとデメリットが存在します。特に、法定通貨のように国家による保証や担保がないため、需給バランスによっては価値がなくなる恐れがあり、また、中国のように政治的な判断により利用が停止又は制限されるリスクがある点に留意しなければなりません。

その他にも、法定通貨との交換レートが大きく変動するため、現在は投機目的の対象となっており、その側面からはメリットといえますが、決済手段としては大きな価値変動は利用しにくいという側面もあります。

【メリット】

- 海外への送金が低コスト
- 24 時間 365 日ほぼリアルタイムで利用可能
- 取引所や銀行等を介さず、QR コード等を利用して個人間で直接やりとりができる

【デメリット】

- 国家による保証や担保が存在せず、規制を受けるリスクがある
- システム構造の欠陥やテクノロジーの進歩により脆弱性が顕在化する可能性がある
- 信頼性の低い取引所を利用した場合、盗難や消失の恐れがある (ex. マウントゴックス事件)

III. 税務上の取扱い

(1) 所得税の処理

従来、ビットコインの所得税の課税区分については明確な定めがなく、実務上さまざまな考え方が存在しましたが、国税庁はこの9月に、ビットコインの売買及び物品の購入等による損益は、原則として「雑所得」とする旨の見解を示しました。

雑所得とは、本業以外での原稿料や印税、講演料などであり、雑所得にかかる総収入金額－必要経費で計算されます。総合課税であり累進課税が適用されるため、所得税の最高税率45%（＋住民税10%＝55%）が課税される可能性があります。また、雑所得は損益通算できず、損失の繰越控除を利用することもできません。そのため、有価証券の売買のような取り扱いを想定していた場合（税率20%、損失の繰越控除可）には大きく異なる結果となります。

また、国税庁のタックスアンサーでは、「ビットコインを使用することで生じた利益」が課税対象になると説明しています。この「使用」には、邦貨又は外貨への換金時、物品等の購入時、他の仮想通貨とのトレード時、採掘（マイニング）時のそれぞれの時点が該当すると考えられます。したがって、これら各々の時点の値上がり益等に対して課税されることが想定されます。

本年度の確定申告の際には、ぜひ「課税区分」「税率」「課税時期」にご留意ください。

【課税のタイミング】

具体例	課税時点
ビットコインを日本円へ換金した	換金時
ビットコインで商品を購入した	購入時
別の仮想通貨と交換した	交換時
採掘（マイニング）を行った	採掘時

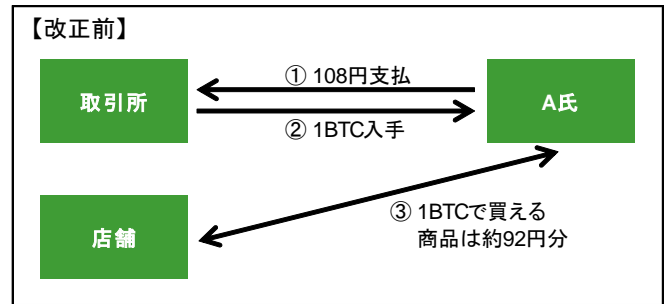
(注) 採掘（マイニング）とは、ビットコインの取引の適正性を担保するためにコンピューター等を用いて行う活動であり、その対価としてビットコインを受け取ることができる

(2) 消費税の処理

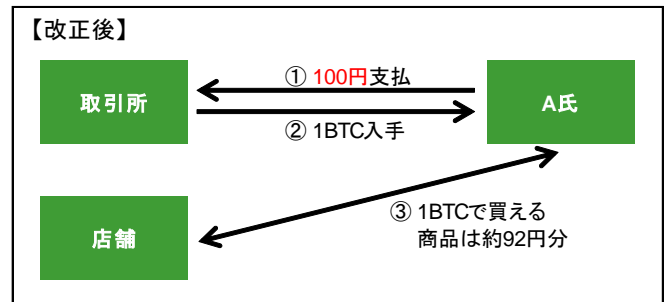
従来、ビットコインは、消費税法上「モノ」として解釈され、課税取引として処理されてきました。しかし、海外ではそのほとんどの国において課税されていない状況であり、見直すべきと指摘されていました。

今般の資金決済法の改正により、ビットコインは資金の「決済手段」として取り扱われることとなりました。平成29年7月1日から非課税取引として処理されます。

1BTC＝100円（相場は固定）とした場合の影響は次表のとおりです。



→ 108円出して、約92円の商品を買うことになる。



→ 100円出して、約92円の商品を買うことになる。

(3) 法人税の処理

未だ会計処理が定められていないことが原因かもしれませんが、ビットコインの法人税法上の取り扱いについても公表されていません。その結果、保有するビットコインは決算時に時価評価損益を認識すべき、といったさまざまな意見が見受けられます。仮にこのような考え方が採用された場合、利益として実現していない評価益の段階で課税されることになるため、多額の含み益を保有する法人には大きな影響が生じるかもしれません。

今後、仮想通貨に関する会計処理の公開草案が平成29年11月頃に公表される見通しであり、法人税法上の取り扱いも近いうちに定められることが期待されます。

IV. おわりに

ビットコインの理論を最初に考案した人は、サトシ・ナカモト（英文表記：Satoshi Nakamoto）といわれております。日本人のような名前ですが、実はサトシ・ナカモトが誰であるのか、その国籍さえ、わかっておりません。一説には、グループ名であるという噂もあるようです。ビットコインは、その始まりからミステリーがあり、興味がそそられます。

今後、会計処理や法人税法上の取扱いが公表されますので、その際にあらためて Seiya Newsletter で取り上げます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>